

# 登録規程（プロフェッショナル登録基準）

## 「プロフェッショナル登録」

本協会が定めた登録基準により承認された者は、プロフェッショナルとして登録することができる。プロフェッショナルとして登録された者は、本協会が承認した競技会で競技し、賞金など金銭的利益を得ることができる。プロフェッショナルは、本協会の規程を遵守し、常に心技体の向上に努力し、競技者としての誇りと責任感を持ち、他の競技者の模範となるように努めなければならない。

次の各項のいずれかに該当する者は、プロフェッショナルとして登録する必要がある。

- ① プロ活動に加盟所属する者。
- ② 所属会社の契約が民法上の雇用契約によらず、請負契約による者。
- ③ 賞金・懸賞金など金銭的報酬を得るために競技する者。
- ④ いかなる大会においても、市価5万円以上の賞品または1日当たり2万円を越える経費を得た者、及び実質以上の旅費を得た者。
- ⑤ 商業上の表示物を衣服又は用具に付着して、金銭的利益を得た者。但し、③については、国家・学校その他公共団体において主たる職業又は雇用関係に付随して、他人に競技を教授・指導して金銭的報酬を得る者はこの限りではない。
- ⑥ 国外にてプロ活動している者

### 1. レベル

#### 1) トーナメントプロフェッショナルプレイヤー

次のいずれかにあてはまる競技者

- シングルス JTA ランキング 100 位以上
- ダブルス JTA ランキング 50 位以上

#### 2) レジスタードメンバー

次のいずれかにあてはまるテニスを職業としている競技者

- シングルス JTA ランキング 101 位以下
- ダブルス JTA ランキング 51 位以下

ただし、JTA ランキングがシングルス 100 位、ダブルス 50 位内に入った月に本人の申請によってトーナメントプロフェッショナルプレイヤーへ移行される。(手数料1000円)

### 2. 研修会

プロフェッショナル登録を承認された者は、1年以内に「新規プロフェッショナル対象研修会」を受講しなければならない。この研修会は、年1回以上（11月を予定）実施され、また、この研修会は、1年以内にプロフェッショナル登録を予定している者も受講することができる。

### 3. 登録申請

- ① プロフェッショナルは所定の書類に必要事項を記入の上、登録料を添えて、自己の所属する都道府県協会に提出・登録をしなければならない。
- ② 登録料は1年間10,000円とする。ただし、その1/2はそれぞれの都道府県協会へ、残り1/2はレベル区分認定料として本協会へ納付する。
- ③ 登録者のレベル区分の認定はJTAで審査し、常務理事会の承認を得た後、翌月1日からプロ活動を認める。

④ 大会開始初日にプロ活動が認められていない場合は、一般選手として出場する。

#### 4. 登録変更

プロフェッショナルから一般選手への登録変更は、登録変更申請書提出後、6ヶ月の実績審査を経て1回に限りできる。但し、特別な事情により本協会が認めた場合は、この期間を短縮することができる。

#### 5. 外国人の登録

外国人が登録をする際は、就労ビザを持ち外国人登録証の登録をし、それぞれのコピーと申請書を一緒に提出する。

#### 6. 登録の抹消と停止

次の項のいずれか一つに該当した者は、プロフェッショナル登録を抹消または停止されることがある。

- ① 本協会が禁止した競技会に参加した者。
- ② フェアプレーの精神など、スポーツマンシップに著しく反する行為のあった者。
- ③ 競技者として著しく本協会の品位と名誉を傷つけた者。
- ④ 本協会のトーナメント競技規則第35条（違法な薬物）に該当する行為のあった者。
- ⑤ 本協会からデビスカップ、フェドップ、オリンピック等、国の代表として指名され、正当な理由なくしてこれを拒否した者。
- ⑥ プロフェッショナル登録料を納入しない者。
- ⑦ プロフェッショナル研修会を正当な理由なくして受講しない者。

付則 本登録基準は、平成3年5月29日より施行する。

2. 平成12年3月16日改正
3. 平成17年3月1日改正
4. 平成18年12月5日改正
5. 平成21年1月14日改正